

# 指定都市移行に関する総括について（平成 26 年 1 月 16 日開催）

〔テーマ〕

## 2 移譲された主な事務の状況について

### 1 概要

- 指定都市への移行に伴い、幅広い権限と専門性の高い事務が県から移譲された。
- 県から移譲された事務・権限は 1, 1 1 4 件で、主なものは次のとおり。
  - ・児童相談所の設置
  - ・障害者更生相談所の設置
  - ・都市計画の決定（変更）
  - ・国県道の管理・整備等
  - ・教員採用選考試験の実施

### 2 現状

- 本市窓口で受付のみを行い許認可等は県が行っていた事務や、市が県に対し要望や調整等を経て処理してきた事務について、自らの責任に基づく主体的かつ迅速な対応が可能となった。
- 県から移譲された事務・権限と、これまで市が行ってきた事務を本市が総合的・一体的に実施することにより、例えば相談から支援までといった切れ目のない取組が可能となった。
- 県庁をはじめとする本市外の県の窓口まで出向かなくても、身近な市の窓口で申請や相談などの対応が可能となった。

### 3 主な課題

- 医師等専門職員の安定的な確保や、届出・相談件数等の増加に伴う適切な人員配置が課題である。

### 4 今後に向けた考え方

- 第 3 0 次地方制度調査会の答申を踏まえた事務権限の移譲に関する第 4 次一括法に的確に対応する。
- 市民サービスの向上と都市の活性化のため、地域の実情に応じた柔軟性のある行政運営を可能とする包括的な権限移譲とそれに見合う税財源の確保に取り組む。

### 5 その他

指定都市移行に伴う移譲事務の情報処理に対応するため、児童相談業務や精神保健福祉業務に関する支援システム等を導入するとともに、区の設置に伴う住所や所在地などのデータを変換する作業や、区毎に事務処理を行うためのシステム改修を行った。

指定都市移行直後に一部の住民票について誤った表記がされる不具合が一時的に発生した以外は順調に稼働している。

現在は、「環境の変化への柔軟な対応」、「業務改革の推進」、「経費の削減」を図るため基幹システムの最適化に取り組んでいる。